

新潟市マンション管理計画の認定等に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、その実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、規則及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) マンション管理適正化指針 法第3条の2第2項第4号に規定する指針をいう。
- (3) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (4) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (5) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (6) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。
- (7) マンション管理センター 法第91条により指定された公益財団法人マンション管理センターをいう。
- (8) 管理計画認定手続支援サービス 法第5条の4各号に掲げる基準への適合状況を確認するため、マンション管理センターが提供するシステムをいう。

(事前確認適合証の交付)

第3条 法第5条の3第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）をしようとする

する管理者等は、当該申請を行う前に、あらかじめ管理計画認定手続支援サービスにより、マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。

(認定の申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、規則第1条の2第1項に規定する別記様式第1号による認定申請書に、規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新の申請について準用する。

3 前2項の認定を受けた者が、認定を受けた管理計画を法第5条の7第1項の規定により変更しようとするときは、申請書に規則第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第5条の3第1項に規定する計画の認定の申請（法第5条の6第2項において準用する認定の更新を含む。）及び法第5条の7に規定する認定管理計画の変更（以下、「認定申請等」という。）に係る管理計画が認定基準に適合しないと認める場合には、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 認定申請等をした者は、市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、法第5条の8の規定による報告を求める場合には、管理状況報告依頼書（様式第3号）により、認定管理者等へ通知するものとする。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理状況報告書（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第5条の9の規定により改善の命令をする場合には、改善措置命令書（様式第5号）により、認定管理者等へ通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第9条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定により、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申し出をする場合には、管理取りやめ申出書（様式第6号）により、市長に申し出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、認定取消通知書（様式第7号）により、当該認定管理者等であった者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条）

年 月 日

様

新潟市長

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請にかかるマンションの管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしないことを通知します。

1. 申請年月日 年 月 日
2. マンション所在地
3. 管理組合名
4. 理由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号（第6条）

年 月 日

新潟市長 様

認定申請取下げ届

申請者 住 所
氏 名
連絡先

次の申請を取り下げたいので、新潟市マンション管理計画の認定等に関する取扱い要綱第6条に基づき提出します。

1. 申請年月日

年 月 日

2. 理由

様式第3号（第7条）

年 月 日

様

管理状況報告依頼書

新潟市長

管理計画の認定を行った下記のマンションについて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、次のとおり管理状況について報告を求めます。

1. 報告を求めるマンション

(1) 認定コード

□	□	□	□	□	□	—	□	□	—	□	□	□	□	□	□	—	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 認定年月日 年 月 日

(3) 認定に係るマンションの所在地

2. 報告を求める内容

3. 報告を求める理由

4. 報告期限及び報告先等

(1) 報告期限 年 月 日

(2) 報告先

様式第6号（第9条）

年 月 日

新潟市長 様

管理取りやめ申出書

申請者 住 所
氏 名
連絡先

次の管理計画認定マンションについて、認定管理計画に基づく管理を取りやめることから、新潟市マンション管理計画の認定等に関する取扱い要綱第9条に基づき申し出ます。

1. 認定コード

□	□	□	□	□	—	□	□	—	□	□	□	□	□	□	—	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係るマンションの所在地

4. 理由

